

福祉教育委員会

招 集 年 月 日	令和 元年 9 月 2 5 日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前 1 0 時 0 0 分	委員長	高柳 達弥		
	閉 会	午後 2 時 3 0 分	委員長	高柳 達弥		
出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠		
	高柳 達弥	○	土屋 和幸	○		
	中村 博行	○	荻野 利明	○		
	竹内 祐子	○	柴田 一雄	○		
説明のため出席した者の職・氏名	教育次長	鈴木 徹	事務長	田内 紀善		
	幼児教育課長	小野田 剛士	管理課長	松本 圭史		
	主幹	水野 友香	管理係長	徳岡 正嗣		
	幼児教育係長	外山 典靖	庶務経理係長	柴田 康裕		
	健康福祉部長	竹上 弘	医事課長	菅沼 由孝		
	長寿介護課長	石田 裕之	医事課係長	間宮 一		
	課長代理兼長寿係長	荻野 敏明	医療情報係長	安藤 朋宏		
	介護保険係長	藤田 和之				
職務のため出席した者の職・氏名	局長	松本 和彦	書記	熊谷 浩行	書記	山田 知世
会議に付した事件	令和元年 9 月 定例会付託議案					
会議の経過	別 紙 の と お り					

傍聴議員：神谷 里枝

福祉教育委員会会議録

令和元年9月25日（水）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前10時00分 開会〕

○土屋副委員長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しいところを御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、委員長、開会のほうお願いいたします。

○高柳委員長 おはようございます、改めて。また、昼間は本当に暑い日がまだ続いておりますけど、このお彼岸も過ぎて、ちょっと朝晩はちょっと涼しくなったなということでございますので、温度の変化が激しいので、体に十分気をつけていただきたいなと、そんなふうに思います。

また、きょうもテレビでも言っておられましたけど、千葉県の方は本当に台風15号ということで、屋根が飛ばされたりして大変なことで、また停電についても、きょうですかね、15日間ようやくたって停電がゼロになったというような報告もございまして、私も去年、台風24号のときに4日間停電になったということで、本当に苦労したんですけど、こんな15日間もということで、まあ千葉県の方は本当に大変だなと思います。そんな感じでございます。本当にきょうは御苦労さまでございます。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから福祉教育委員会を開会いたします。

じゃあ座って失礼します。

本日、神谷議員より傍聴の申し出があり、当委員会に同席されますので、御報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

質疑は一問一答とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思っております。

なお、会議録作成のため、マイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

また、職員が資料の確認等のため、審査の最中に委員会室を出入りすることにつきまして、あらかじめ許可をいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高柳委員長 それでは、そのようにさせていただきます。出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りするようお願いいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

初めに、議案第56号、湖西市立認定こども園条例制定についてを議題といたします。

議案書は7ページから10ページとなります。

これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 それでは、第2条のところの定員の数です。275人というふうに定員が定められております。こども園になりますと、1号の3歳児から5歳児、2号の幼稚園部のほうの3歳児から5歳児、それから2号の保育園部の3歳児から5歳児、それから3号のゼロ歳児、1歳児、2歳児というふうに分かれると思うんですけども、それぞれの定員数と、できたらこれに関連して、新居幼稚園の配置図みたいなのを教えていただきたいなと思っております。

○高柳委員長 幼児教育課長。

○小野田幼児教育課長 それでは、まず定員のほうから御説明させていただきます。

1号、幼稚園部ですけども、156人、それから2号、保育園部の3歳児から5歳児が79人、3号、保育園のゼロ歳児から2歳児が40人になって、合計が275人の定員となります。

今、園舎の配置図をお配りしますので、ちょっとお待ちください。

○高柳委員長 じゃあ説明をお願いします。

○小野田幼児教育課長 今お配りした園舎の配置図ですが、上が1階部分、下が2階部分になります。1階部分の北側、遊戯室側ですけれども、そこに幼稚園の年少さんが3クラス、それからその下、1階の南側が少し黒っぽくなるところですけれども、今回改修をさせていただいたところで、1歳児、2歳児、それから預かり保育をする保育室になります。それから、下の2階の北側、上の部分が年中、4歳児ですね、3クラス、それと2階の下、南側ですけれども、年長5歳児が3クラスという配置になります。以上です。

○高柳委員長 竹内委員、よろしいですか。

竹内委員。

○竹内委員 はい、ありがとうございます。それで、2号の3歳児から5歳児が保育の必要な子供さんたちは、それぞれのクラスは一つになっちゃうんですかね、どういうふうに予定されてます。

○高柳委員長 幼児教育課長。

○小野田幼児教育課長 保育園部の2号、3歳児から5歳児の方については、幼稚園の方と同じ教室で過ごすこととなりますので、それぞれ年少、年中、年長、幼稚園部と同じ教室での保育となります。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 それで、幼稚園部の方が帰られてしまうと、何人かクラスに少なくなると思うんですけども、その後の保育というのは、一つにまとめられるっていう言い方は失礼ですけども、一緒にして保育をされるようになるのでしょうか。

○高柳委員長 幼児教育課長。

○小野田幼児教育課長 そのとおりでございます。午後2時半までが幼稚園部のほうの保育時間になりますので、その後は保育園部の残った方は一つに、ちょっと言い方は失礼なんですけども、まとめてという形の保育になります。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 はい、了解いたしました。わかりました。

○高柳委員長 ほかにございませんか。

中村委員。

○中村委員 条例の第3条で、非在籍児というやつがあるんですが、これはどういうふうなものを非在籍児というのか、説明を濟みません、教えてください。

○高柳委員長 幼児教育課長。

○小野田幼児教育課長 非在籍児というのは、海外のほうにいらして、一時帰国をするような方、会社の関係で海外のほうに行ってらして、お宅は日本にあるわけですけども、一時帰国をする場合に一時預かりをするというのが非在籍児という形になります。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 帰国子女というような感じのお話の人がこれの対象になると。

○高柳委員長 幼児教育課長。

○小野田幼児教育課長 まあそうですね、一時帰国なのでずっと帰国、そのまま帰ってきてしまうかどうかかわからないんですけども、一時的に日本に帰国してきた場合に預かる場所がないので、そこで預かるという形。幼稚園は、在園児が預かりの対象になりますけども、非在籍児の場合、ちょっとここだけ特別で、その幼稚園に通ってない方を対象として預かりをするのが非在籍児一時預かりということになります。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 わかりました。

○高柳委員長 ほかに。

土屋委員。

○土屋副委員長 教えてください。こども園という、新居のこども園ということなんだけども、おかさきこども園もそうけども、名称はこれで、これどうしてこういう名前になったか、ちょっと教えてください。

○高柳委員長 幼児教育課長。

○小野田幼児教育課長 こども園の場合ですね、何々こども園というふうにする必要は必ずしもなくですね、ただ、幼保連携型認定こども園という名前をつけて、旧の何々幼稚園とか、何々保育園という形にもできます。ただ、幼保連携認定こども園は必ずつけなくてはいけなくて、微笑こども園さんとか、おかさきこども園さんは、もともと保育園がこども園に変わったときに、こども園という名前に変えましたけども、必ずしもこども園という名前にする必要はないものですから、近くですと、豊橋市のほうに二川幼稚園があるんですけども、あそこは今こども園なんですけども、幼保連携型認定こども園二川幼稚園という名前で、幼稚園の名前は変えてないです。変えるとなると、園の歌とか、園の標章といいますとか、看板とか、かなりいろんなものを変える必要が出てくるものですから、それに結構な予算を費やしてしまうということもありまして、その辺も考えまして、そのまま幼保連携型認定こども園新居幼稚園という名前ですということにいたしました。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 今のお話でわかったんですけども、そうすると、幼保連携型保育園新居幼稚園という、そういう看板も表札というのかな、そういうのも変えるんですね。

○高柳委員長 幼児教育課長。

○小野田幼児教育課長 お答えします。

正門のところに、今、湖西市立新居幼稚園という看板ありますけども、あそこだけは幼保連携型認定こども園新居幼稚園という看板に変えさせていただきます。そこだけはちょっとやらないとまずいものですから、そこはしっかりしたものをつくって埋め込んで変えさせていただきます。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 ありがとうございます。

○高柳委員長 ほかにございませんか。

柴田委員。

○柴田委員 済みません。今の名称のところでの関連した質問なんですけども、例えば外部から引っ越してこられた方なんか、書類なりホームページとかそういうもので調べて、こういった施設を探すというときの混乱しないようにという意味で、そういった書類関係ですとか、外部に広報するもの、そういったものに関しては、認定こども園という形でしっかりとうたっていただくような、そういった形では対外的にも公表はされるということで理解してよろしいのでしょうか。

○高柳委員長 幼児教育係長。

○外山幼児教育係長 その募集の際とかですね、広報する際なんですけども、名称としては非常に長い名称になってしまいます。ですので、今回の10月から実施する来年度4月からの入園については、新居幼稚園（保育部分）というふうな形で、あくまでこども園というのを書かないんですけども、保育部分についてわかるような表記をして募集をしたり、あとホームページのほうも同じような表記をして、保育部分と幼稚園部分があるよということを示しながら、広報をするようにしています。以上です。

○高柳委員長 柴田委員。

○柴田委員 理解できました。ありがとうございます。

○高柳委員長 ほかにございませんか。

荻野委員。

○荻野委員 認定こども園というのは、待機児童解消が大きな目的だと思うんですけども、これによって、入所待ちも結構いたよね、たしか。そういった意味で、この解消、しかも無償化になってますますふえるだろうと予想できるわけですけども、解消できますかね、どう見えますか。

○高柳委員長 幼児教育課長。

○小野田幼児教育課長 全くなくなるというわけにはいかないと思います。基本的に、今度の新居幼稚園につきましては、新居保育園と内山保育園からの転園の方が結構な部分を占めますので、全くこの新居幼稚園のこども園化でもって、待機児童ですとか、入所待ち児童が完全に解消されるというのは、ちょっとなかなかまだ難しいかと思います。ただ、再来年ですね、令和3年に岡崎幼稚園がまたこども園化しますので、もう少しそこまで見ないと、今ある待機児童の完全に解消とはちょっといかないかなというように思っております。ただ、それに向けての努力はさせていただいてると。以上です。

○高柳委員長 荻野委員。

○荻野委員 これ新居幼稚園を認定こども園にして、内山保育園と新居保育園ともなくなっちゃうわけ、2つ。

○高柳委員長 幼児教育係長。

○外山幼児教育係長 今回は、その新居保育園、内山保育園の統合という意味合いも含めたものになります。まず、その新居保育園については、従来から津波浸水区域であるということ、あと内山保育園については、施設の老朽化が激しいということ、新居幼稚園については、大改修を既にしておりまして、空き教室もかなりあるというところ、そういったところ、施設の統廃合という意味を含めて、あと長期的に見れば、大きな施設で1カ所構えて、だんだん古くなっていく施設で保育園を続けていくよりは、これから長く使える施設で長期的に保育の運営をしていくという方法にしていけば、長い目で見れば行く行くは待機児童もその中で補えると、解消できるということを考えております。以上です。

○高柳委員長 荻野委員。

○荻野委員 もう一点、駐車場、新居支所の駐車場を使わせてもらっていいわけですか、これからも。

○高柳委員長 幼児教育課長。

○小野田幼児教育課長 今後も使わせていただこうと思っております。

○高柳委員長 荻野委員。

○荻野委員 いいわけですね。はい、わかりました。

○高柳委員長 いいですか。

荻野委員。

○荻野委員 はい。

○高柳委員長 ほかに。

土屋委員。

○土屋副委員長 済みません。統廃合が進んでくると、学区みたいな形ですごい広がりますよね。遠くから通う子も出てくるんだけど。ああいう通園みたいなので、何かこれからこういうふうにしていくよというものは、とにかく自分でひたすら親が送ってくるか何にしても、自分で来いよという形でいくかどうか、ちょっと教えてください。

○高柳委員長 幼児教育係長。

○外山幼児教育係長 まず、新居幼稚園については、1号と言われる幼稚園の部分、あと2、3号という保育園の部分があります。1号の部分、幼稚園の部分については、基本的に学区、幼稚園と同じような捉えでおりますので、学区単位で受け入れをするというのがスタンスになります。2号、3号については、保育園部分ということになるので、基本的には市内いろんなところからお子さんが来るということになります。新居幼稚園だから必ず新居小学校という

わけではなくて、保育部分については、いろんな小学校区に行くというところはありませんけれども、それは従来の保育園でも同じようなこととなりますので、必ずしも学区というものに捉われない形にはなります。あくまで学区という意味合いでいけば、新居幼稚園の幼稚園部分の1号のお子さんについては、そのまま新居幼稚園という流れにはなっています。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 いわゆる保護者の都合とか、そういったものでやっていくってことだけど、今言われたように、幼稚園はどこへ行ってもいいよという話だったね、今。違うの。

○高柳委員長 幼児教育係長。

○外山幼児教育係長 あくまで幼稚園については、小学校区を単位でやってますので、ただ、保育園のほうの2号、3号については、市内全域から来られますので、それについてはいろんな学区の方はいますけども、幼稚園のほうについては、現在のところ、今そのまま小中学校の区を単位として入園をさせていただいている状況です。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 ごめん、ごめん、今言った、公立だから校区は限定されるけど、例えば入出の幼稚園みたいなことだと、新所原からも来ていいし、鷺津からも来ていいよって、要するに、私立はもう自由裁量でバスをばんばん走らせてもいいけど、公立はそうはいきませんよというふうに決まってるの、これ。

○高柳委員長 幼児教育係長。

○外山幼児教育係長 まず、公立の幼稚園については、規定の中でそのお住まいの方はこちらの園に通ってくださいねというのを従来から続いてやっております。そのまま同じ地域の子が幼稚園、そのまま小学校、中学校ということで、同じ単位で上がっていきけるようにということで、今進んでいます。私立幼稚園については、あくまでエリア的に置いてあるというのではなくて、自主的な運営の中でやっていらっしゃって、その対象は湖西市内全域ということでやっておるものですから、私立幼稚園については、その規定というのは特にかかわらずやっている。ただ、公立の幼稚園についても、だんだん幼稚園に通うお子さん自体が少なくなってきたときというのは、今後、検討課題になるかとは思いますが、現在のところはまだそのまま引き続き小学校に上がっていく、グループ的に幼稚園の段階から顔なじみの子がいるような状態での運営をしているところでもあります。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○高柳委員長 ほかにございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 済みませんね。275人の定員でちょっと関連してちょっと伺いたいですけど、ごめんなさい。給食室ありますよね。今回275人もの給食をつくっていかねばならなくなるんですけども、これはこのままの施設で大丈夫ですか。

○高柳委員長 幼児教育課長。

○小野田幼児教育課長 お答えします。

新居幼稚園はもともと310人の定員がございましたので、もともとは310人丸々かどうかわかりませんが、それを想定しての給食室であったと思われます。今回、改修を少ししまして、機械の入れかえとかもさせてもらいましたし、もともと310人というものの給食室ということでつくってあると思われますので、対応はできるかと思えます。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 湖西市立学校体育施設条例の中の別表から、新居幼稚園遊戯室を除くのはなぜでしょうか。

○高柳委員長 幼児教育課長。

○小野田幼児教育課長 こども園になりますと、朝7時から最長で夜7時までお子様を預かるということになります。遊戯室を使うこともありますので、ほかにお貸しするということが難しくなるものですから、この条例のほうから遊戯室は除かせていただくということになります。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 そうすると、今までみたいに夜だけ借りるということはもうなくなると、できなくなると、そういう内容ですね、それでは。

○高柳委員長 幼児教育課長。

○小野田幼児教育課長 そういうために、この条例から除かせていただくということになります。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 了解しました。

○高柳委員長 荻野委員。

○荻野委員 認定こども園ができて、新居と内山の保育園がなくなると、これ職員はどういうふうな形で異動させるのかね。ちょっと教えてください。

○高柳委員長 幼児教育課長。

○小野田幼児教育課長 当然、新居幼稚園のほうにはこども園部がふえますので、職員が必要になりますので、そちらのほうの異動にも。もともと新居保育園、内山保育園にいた子が転園で新居幼稚園のほうに行かれるもんですから、もともと新居保育園、内山保育園にいた先生たちも一緒に異動できれば、子供たちも顔を知ってる先生が多いので、よろしいかなというふうに思っております。

それから、来年、令和3年4月の岡崎幼稚園のほうにも先生が必要になりますので、そちらのほうの異動ということも考える必要があると思っております。以上です。

○高柳委員長 荻野委員。

○荻野委員 余るとかそういったことはないですよ、もちろん。

○高柳委員長 幼児教育課長。

○小野田幼児教育課長 余って退職するってわけにいかないもんですから、そのようにしないようにしたいと思っております。

○高柳委員長 荻野委員。

○荻野委員 わかりました。

○高柳委員長 ほかにございませんか。

土屋委員。

○土屋副委員長 変なことを聞いてしまいますけど、あのね、9ページの第6条第5項と、第7条にもあるんだけど、例えば第6条5項の(3)で、一時預かりを利用させることが適当でないとして一時預かりを実施する市立こども園の園長が認めたものってあるよね。そういうのはどういうケースを想定してる。

○高柳委員長 幼児教育係長。

○外山幼児教育係長 基本的には、その前の号、第6条第5項第1号、2号を前提にというのは考えてるんですけども、今はその第1号、2号にかかわらない場合のケースというのが、今後出てくる可能性がありますので、そのようなことを想定して、一応念のため第3号を設けているというところなんです。今の時点でこういうことが想定できるということはないんですけども、結果的にも念のためという、ほかの条例でも市長が認めた場合というものがあるような形で、こちらの一時預かり幼稚園型についても規定をさせていただいたところなんです。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 はい、わかりました。それじゃあ第7条の、市長は特別な事情があると認めるときはというのもあるんだけど、今は想定してないけど、そういう事態が出たらという念のためというふうに理解してもいいですか。

○高柳委員長 幼児教育係長。

○外山幼児教育係長 そのようにしております。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 ありがとうございます。

○高柳委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

土屋委員。

○土屋副委員長 長期休園日が、一時預かりが1,000円から1,250円になりますが、これはいかなる理由か、ちょっと教えてください。

○高柳委員長 幼児教育課長。

○小野田幼児教育課長 新居幼稚園は先ほど言った給食室がありまして、給食が提供できるということで、250円分給食費として上乘せさせていただきます。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 給食費というふうに理解したらいいですか。

○高柳委員長 幼児教育課長。

○小野田幼児教育課長 そういうことです。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 ありがとうございます。

○高柳委員長 いいですか。ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高柳委員長 ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高柳委員長 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第56号、湖西市立認定こども園条例制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高柳委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

○高柳委員長 休憩を解きまして、議案第75号については、11時からということで、それまで休憩ということでお願いいたします。以上です。

午前10時45分 休憩

午前10時58分 再開

○高柳委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

次に、議案第75号、平成30年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書は20ページから23ページ、及び349ページから367ページ、主要施策成果の説明書は207ページから219ページまでとなります。

これより質疑を行います。

質疑は歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて行います。

初めに、歳入について質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 それでは、決算書のほうから質問します。介護保険料のところの収入未済額のところでお伺いいたします。この収入未済額の内容を説明をお願いいたします。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 普通徴収の収入未済額は453万6,100円、滞納繰り越し分の普通徴収収入未済額は505万8,640円でございます。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 それは数字でここに出てるので、わかっているんですけど、この内容、どのようなもので、どのように市が、担当が対応したかを伺いたいと思います。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 滞納整理ということで、職員が臨戸訪問したりとか、積極的な対応をする中で、やはりどうしても無理だったというものが収入未済になっているということで、ちょっと少々お待ちください。

従来から継続実施しています納期ごとの督促状の発送や年間2回の催告状の送付、あと臨戸訪問、こちらについては、年末に集中期間を設けて係職員が集中臨戸訪問を積極的に実施したりとかですね、あと年度内を通じて随時訪問を行う、そういったことから、積極的に職員が収入未済にならないように徴収業務はやっておりました。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 これ950万円あるわけですよ。本来ならちゃんと納めてもらうべきお金なので、本当は徴収できるものなんですよ。でも、それを介護保険のほうに関しては950万円できませんでしたということで、私の考えとしては、国保税も、大分国保のほうも徴収率も上がってきて、よくなって改善が見られてきてるので、介護保険のほうも何とかね、納めなければならぬものはちゃんと納めていただけるように、強くその部分をやっていただきたいんですけども、今のお話だと、年末に集中臨戸訪問もやって頑張っているというお話でありましたけれども、これは収入未済、そういう滞納をしているものに関して、職員の人数が足りなくてこういうことができないのか、何が原因なんでしょうか。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 介護保険は介護保険係ということで、保健師が3名、事務職2名、係長を入れて3名なんですけど、やはり訪問調査へ出かけるその正規職員は、やっぱり昼間はほとんど訪問調査に出かけます。それ以外の事務職員でもって窓口業務をやるとなると、外へ出る職員が1人で出られないもんですから、そうすると受付業務が1人だけになってしまうというような状態で、最近のやはり高齢化の状況を見ても、やはり窓口に来られるお年寄りとか御家族の方は、年々ふえているような状況も感じておられます。そんな中で、やはり去年ぐらいからですね、やっぱりもう一人欲しいね、事務職が欲しいねということでアクションを起こしているんですが、課内のほかの係との調整ということで、ちょっと来年度に向けて介護保険係のほうに人員を1人ふやさないと、これはちょっと先ほどおつ

しゃったような、そういった収納業務についても手が回らないというところもあるので、ちょっとそこら辺は考えている、今、最中でございます。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 そのような実態が現実そうであれば、それをしっかりと上のほうにもお話をされて、介護保険事業をやるだけでも大変な仕事だと私は思っていますので、この介護保険料の徴収業務に関しては、本当に何か特別に一つの枠をも設けて当たるようにするとかってしていかないと、ますますこういう滞納繰越分もふえてくるだろうし、介護保険料って2年でもうあれでしたっけか。そうなってくると、介護保険料を払わなくなってしまった人はどうなってしまうですか。

○高柳委員長 介護保険係長

○藤田介護保険係長 介護保険係長がお答えさせていただきます。

2年で時効というような形に、議員おっしゃるとおり、介護保険の場合は制度上、時効という形になっております。2年を迎えて、その後介護保険のサービスを利用しようとする、2年まではもうどうしようもないんですが、それ以降に残っている介護保険料については、納付の約束してもらった上でサービスの利用をしていただくという形になります。なので、お金を払ってないのにサービスだけ使うというようなことはありません。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 この今のこの収入未済の状況とか、そういうのを考えますと、介護保険料を払えてない方というのはどのぐらいいらっしゃいますかね、ざっくり。

○高柳委員長 介護保険係長

○藤田介護保険係長 介護保険係長がお答えさせていただきます。

介護保険料を払っていない方というのを、不納欠損を、要は時効を迎えた方というような形でお答えさせていただきますと思います。

こちらにつきましては、不納欠損については、昨年度不納欠損を行ったものについては、死亡者が8人、転出、出国者が15人、行方不明、職権消除が7名、その他、これ議員がお知りになりたいと思うのですが、生活困窮、こちらが61名、以上91名という形になっております。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 わかりました。多分これって年々ふえてきてると思うんですね。なるべく介護保険も使わずにいかればいいですけども、やはり介護保険を利用しなければならなくなることもあると思うので、なるべくちゃんと介護保険料は収納していただきたいなと思います。以上でいいです。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 今の関連で教えてください。今の係長の説明では、介護保険を実際受けるとなると、いわゆるさかのぼってでも払うことになるんですか。2年分を時効になるという話だったけど、この人が4年でも今から介護保険のサービスを受けたいと思えば、さかのぼって払うのか、これから払うのか、ちょっと。

○高柳委員長 介護保険係長

○藤田介護保険係長 介護保険係長がお答えさせていただきます。

議員がおっしゃられてるのについては、時効を迎えた、2年で時効を迎えたものについては、もう請求権がありませんので、さかのぼっても前年度分までという形になります。2年分までという形になります。それ以前のものについては、さかのぼっていただくことはありません。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 ずるいというかな、そういう人も世の中にあるもので、それはそれでしょうがないかもしれんだけど、例えば自分が払わずにいて、例えばよその町へ行って、サービスを受けたいといったときも、それはどうなる。

今までサービスは受けてない、息子のところへ行ってもうそこで生活したいといって、サービスを受けたいという気持ちになった場合は、その辺はどう。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 住民票が異動されるとなりますと、そちらの市町での介護保険サービスを利用するということになりますので、認定を引き継ぐと、介護度を引き継ぐという手続はするんですが、そちらでの保険料の徴収義務というのが発生することになります。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 わかりました。ありがとうね。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 同じところなんですけど、調定額があつて、それと予算と調定額とえらく違ってですね、滞納繰り越し分の普通徴収が、予算では150万円のものが、調定では1,000万円、ページ数が351ですがね。これは何でこんなふうになる極端に上がって、なおかつ、また調定額とは大分いろいろ違って部分があるんですが、これはどうしたこういうふうになったんでしょうか。351ページの介護保険料の3節の滞納繰越普通徴収保険料、予算では150万円、調定で1,036万円、それからまたこういういろいろ変わってきてるんですが、これはどうしてこんな形になってしまったのか。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 お答えします。

予算を組む際には、前年度の滞納繰越分、保険料の決算済額を参考に予算化しますので、基本的にその年度がこのくらいの収入であろうということで予算の組み方を毎年しております。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 でも、ちょっと違い方がひど過ぎるもので、どういうわけだと思って、これは。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 調定額というのは、ここの収入未済額が滞納繰越分に加算されますので、毎年大体1,000万円ぐらいになって、それに対する収納率というのが毎年150万円、今回これ200万円弱なんですけど、このくらいを見込んで毎年推移してるものですから、予算を組む際には、大体150万円ぐらいということで、毎年そのような予算立てをしております。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 調定額というのは、いつごろこれはやられるわけですか。予算は3月前で、調定額というのは。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 お答えします。

出納閉鎖が現年度分が4月末、過年度分が5月末、そちらを経過した後に、前年度の介護保険事業の決算を締めを行います。その際に予算が確定して、翌年度の新年度の滞納繰り越し分の調定がはっきりここで明確になるということですので、年度入って2カ月後に確定するような形になります。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 ちょっと違いが大きかったもので、聞きました。はい、いいです。

○高柳委員長 ほかの方ございませんか。

荻野委員。

○荻野委員 介護保険料というのは減免制度というのはなかったっけ、国保みたいに。

○高柳委員長 介護保険係長。

○藤田介護保険係長 お答えさせていただきます。

介護保険料につきましては、主要施策成果の説明書の211ページを見ていただくと記載があるんですが、第1段階

から第10段階まで、細かく設定されております。減免というような形については、基本的に所得に応じて、この1から10、特に第1段階の方に関しては、かなり所得の低い方になってます。こちらが国のほうから軽減制度というような形で、さらに通常の基準額より下げた形で記載になっておりますので、これが既にもう減免されてる金額というふうに御理解いただければと思います。

○高柳委員長 いいですか。ほかにございませんか。

中村委員。

○中村委員 353ページですが、事業費補助金の保険者機能強化推進交付金、これが予算になくて、調定額にいきなり上がってきているんですが、これは予算のときには考えなかった事業なんですか。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 まず、保険者機能強化推進交付金につきましては、平成30年度の秋ごろこの制度ができて、それから、国から県を通じて手続をしたことによりまして、当初予算にはない900万1,000円になります。しばらくお待ちください。

済みません、お待たせしました。一般管理費、事業費補助金につきましては、介護保険システムに対する国からの補助金になりまして、当初、全くここら辺が見込めなかったということで予算計上せず、最後の段階で、国からこれが充当されたということで、収入がされたということになってます。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 そうすると、これからもこういうことは起こり得る話でしょうか。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 システム改修の国庫補助金につきましては、なかなか当初予算計上、作成する際には、毎年いろんな実情に応じたシステム改修ということで変わりますので、そのたびにこういった制度が変わるということです。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 了解。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 関連でお聞きするんですけど、このシステム改修というのは、今、長寿介護課にあるパソコンの改修するということ。

○高柳委員長 介護保険係長。

○藤田介護保険係長 お答えさせていただきます。

こちらシステム改修に関しましては、全て介護保険の業務で使う長寿介護課内のパソコンのシステム改修になっております。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 それで、改修に900万円なので、結構大きなお金が要るわけだけど、そのもう画期的ないわゆる制度の改正があったというふうに理解すりゃあいいの。

○高柳委員長 介護保険係長。

○藤田介護保険係長 平成30年度につきましては、画期的なというよりも、番号制度の制度改修であるところが主な理由になっております。あとは、報酬改定、そういった年度ごとに多分毎年行われるような改修の部分についても含まれております。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 それで、こういう国からの補助が例えばなければ、湖西市で持ち出しでやっていくようになるの。

○高柳委員長 介護保険係長。

○藤田介護保険係長 基本的には、湖西市独自の制度のものということであれば、湖西市の独自で持ち出しという形になるかと思うんですが、基本的に、国の制度変更に応じて全国で一斉に改修作業という形になりますので、基本的には国からの補助金を見込めるものだと思っております。

○高柳委員長 はい。土屋委員。

○土屋副委員長 了解しました。

○高柳委員長 ほかにございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 今のところなんだけど、ちょっとよくというか全然よくわかんないんだけど、この1の事業費補助金というのが、何で、それで次のところの、この保険者機能強化推進交付金は何かって、ちょっと分けて言ってくれないとよくわからないけど、これ。中村さんが最初質問したのは、この事業費、3目の事業費補助金でしょう。2つだよ。ちょっとよくわかるように説明してください、済みません、ごめんなさい、全くわかりません。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 主要施策成果の説明書にも書いてありますが、この事業費の補助金と保険者機能強化推進交付金、これは全く別物でございまして、まず事業費補助金というのは、先ほど申し上げましたとおり、介護保険システムを改修するための事業費の補助金、国庫補助金になります。保険者機能強化推進交付金という、この目的というかそういったものは、地域支援事業等で湖西市が頑張ったら頑張ったなりにいただけるインセンティブ交付金というものでありまして、こちらはそれぞれに項目があって、点数化されて県が審査し、静岡県に与えられた交付金を各市町で分配されるというものでございまして、保険者機能、いわゆる湖西市がさまざまな介護予防とか、さまざまな地域支援事業について頑張ったら頑張っただけいただけるという国庫の交付金でございまして。以上です。

○高柳委員長 いいですか。竹内委員。

○竹内委員 保険者機能強化推進交付金、地域支援交付金ですよ、地域を支援するための交付金で、いろいろ頑張った分のところを点数みたいに加算して行って、そうすると、たまたま今回は900万円交付されたという理解でいいんですか。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 結局、これは国の補正予算財源で、秋ぐらいに国からおりてきたお金を、静岡県におりてきたお金を点数化されて、各市町でその分を案分されたというものなので、900万円が多いのか少ないのかというのは、ちょっとわかりませんが、適正に私どもは頑張ってるよという表現をさせていただいて、やった結果いただいた900万円ということで、出し方によってはいろんな市町がありますので、そこら辺はちょっとほかの市町の様子はわかりませんが、私が審査する中では、きちんと後々迷惑がかからないような内容で報告をさせていただいております。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 はい、了解いたしました。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 決算書351ページで、主要施策成果の説明書は209ページの特別徴収保険料が前年度と比べると大分多くなってるんですけど、その原因というか要因を教えてください。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 お答えします。

平成30年度より第7期の介護保険の事業計画がスタートしました。その際に、介護保険料の基準額が月額4,600円から5,000円に、年額でいきますと、5万5,200円から6万円に増額となっているといったことが大きな増加した要因でもあります。

また、介護保険料の本算定のときに、特別徴収の対象者が、平成29年度は1万4,912人であったものに対しまして、平成30年度は1万5,246人と、前年比334人という増加となりました、こういった動向を反映した結果、特別徴収保険料が増加したものであるというふうに分析しております。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 はい、ありがとうございます。

○高柳委員長 それでは、ほかにないようですので、次に、歳出について質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 決算書363ページのところの20節の扶助費のところ、予算を199万2,000円出してたんですよ。平成29年度のときには、決算で21万6,000円の支出をしてました。今回は予算を立てただけけれども、丸々不用額としてされた理由を伺いたいと思います。これ、あのね、成年後見人制度の利用助成費だかなんとかというふうに書いてありました。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 お答えします。

平成30年度にこちらの要綱を改正しまして、今までは市長申し立てに対する後見人の方の費用助成はやっておったんですが、一般の後見人の利用助成についても補助するような制度になったんですが、なかなか申請が上がってこなかったということで、年度末まで待ったんですが、結局ゼロ件でございました。ただ、4月に入ってそういった申請が上がっておりまして、平成31年度はもう既に2件、そういった後見人からの申し出、助成の届け出があるということで、令和元年度については、実績が現在では2件発生しておるということでございます。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 平成30年度中のときには余り一般の方に成年後見人制度の周知が余りされてなかったという理解でよろしいでしょうかね。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 一般質問のほうでもいただきましたが、なかなか行き届かないというところもあったものですから、そこら辺は反省しておりまして、やはり必要な人に必要な情報が行くように、今後ホームページなり、いろいろなチラシ等を作成してしっかりわかるようにしたりとか、そういった周知は不足していたのかなというふうには感じております。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○高柳委員長 ほかにございませんか。

土屋委員。

○土屋副委員長 主要施策成果説明書の212ページの介護認定の件数なんですけれども、申請件数とか認定者数の動向をちょっと教えていただけますか。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 まず、介護認定の申請件数につきましては、平成29年度と比較しまして、375件の減少、15.5%減となっています。これは平成28年度において有効期間、申請を受けられた方の有効期間の拡大による、いわゆる短かったものが2年になったりとか、そういった拡大というのが、最近制度改正がありまして、そういう有効期間の拡大による減少であるというふうに分析しております。

一方、介護認定の認定者数50人の増加によりまして、2,058人となっております。これは自然増だというふうに分

ろうというふうに見込んでおりましたが、若干計画よりも少なかったということで、結果としては計画よりは少なかったというふうになりました。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 ありがとうございます。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 今のところの関連で、第2号被保険者のところの認定されてる方が44人いらっしゃるんですけども、どのような方、何歳ぐらいで、どのような理由で認定をされたのか、教えてください。重立ったものでよろしいです。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 第2号被保険者の44人のうち、特定疾病ということで、そのうちやっぱり63%が脳血管疾患の方がほとんどでございます。あと、それに続くのが、初老期による認知症であったり、あとがんと、あとリュウマチとか、そのような病気、という状況です。あと、年齢構成については、40歳から64歳ぐらいまで、ほぼ均等に、一番若くて41歳の方、一番上では64歳の方、そのくらいの方が、本当にばらばらでこちらの被保険者になっております。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 この人たちも昨年度と比べるとやはり7人ぐらいふえてましたよね。だんだんやっぱりそういうふうになってくるんでしょうかね、傾向として。

○高柳委員長 介護保険係長。

○藤田介護保険係長 今の増加傾向なのか減少傾向なのかというようなことなんですが、母体となる高齢者に、第2号被保険者も含めて、まだしばらくは増加の傾向にありますので、やっぱり一定の割合でこういった病気が発症するかと思います。ですので、母体がふえるということに連動して、第2号被保険者の数も小刻みに増加すると思われる。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○高柳委員長 ほかの方ありませんか。

荻野委員。

○荻野委員 まず1点目なんですけども、障害者が65歳になると介護保険へ入ってきますよね。その人数というのは何人いましたか。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 済みません。ちょっと調べさせていただきたい。

○高柳委員長 荻野委員。

○荻野委員 もう一点、特別養護老人ホーム、この辺の待機者というのはどうでしょうか。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 お答えします。

毎年、1月1日現在ということで、県のほうが調査しておるものがございます、ただ、ことしの1月1日がまだ公表されておられませんので、ちょうど1年前になりますが、湖西市で必要性が高いという方が8名ございます。これは県内の中でも大変少ない人数であるというふうに理解しております。以上です。

○高柳委員長 もう一度お願いします。

○石田長寿介護課長 お答えします。

入所希望の必要性が高いという方が8名いるというふうに公表されております。以上です。

○高柳委員長 荻野委員。

○荻野委員 8名いるということなんですけれども、この人たちは介護保険料を払ってきた人ですよ。何でサービスが受けられないんですか。特別養護老人ホームへ入りたいと言ってるのにね、何でサービスが受けられないんですか、保険料も払ってきたのに。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 お答えします。

湖西市内の特別養護老人ホームの状況を見ましても、ほぼ満床です。ただ1カ所、人材不足で満床にならない特別養護老人ホームもございます。といったような実情で、やはりなかなか空床がないといったことで、湖西市民の方が浜松の特別養護老人ホームへ行けばいいんですが、実は浜松は空きの特別養護老人ホームはたくさんあるんですが、なかなか御家族からすると、距離が遠いとなると、なかなか日々お邪魔する距離もあるということで、なかなか浜松へは行きたがらないということで、順番を待っているというような状況だと考えております。

○高柳委員長 荻野委員。

○荻野委員 順番を待つというのは、死ぬのを待つということですよ、言いかえれば。そうじゃなくて、湖西市としてそういう待機している人たちを一日でも早く入所できるように、本来なら増設すればいいんですよ、民間で。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 そういったこともありまして、昨年度、地域密着型の特別養護老人ホームも整備させていただきました。そういったことで、なるべく必要な方が必要なサービスを受けられるように、特別養護老人ホームもふやさないといけないということで、平成30年度に整備したと。そういったことで、この介護保険事業計画の中では、こういったことがないように施設整備を事業者さんに促すような働きかけはその都度させていただいております。現在も、今させていただいておりますが、そういう状況でございます。

○高柳委員長 荻野委員。

○荻野委員 はい、わかりました。できるだけこういう待機者が出ないような方策というのは考えていってほしいなと思います。

○高柳委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 地域包括支援センター業務のところ、今年度から7,400万円で、平成29年度は6,000万円だったのが、このとき予算で7,400万円で通したわけなんですけれども、7,400万円になってどのような成果が上がってきたのか、そこを伺いたいと思います。前々から包括のほうではお金を上げてほしいと言われてましたけれども、委託料を上げてほしいと言われてましたけど、ずっと上げないで、やっと上げたわけなんですけど、成果は。済みません、7,040万円。よろしく願いいたします。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 先ほど委員がおっしゃったとおり、なかなか包括支援センター、法人の運営が厳しいということで、ずっと1,500万円、3職種ということでずっと来たわけなんですけど、それで昨年度200万円、プラス認知症の初期集中支援チームの事務ということで上乘せさせていただいております。その中で、200万円が結局3職種以外に、実はもうちょっと専門職を1人ふやして、実情は4人の専門職で働いてらっしゃるというのが、この4カ所の包括支援センターの実情です。そういったことで、その方の人件費のある一部分も200万何がしを負担させてもらったということと。

あと、それ以外の認知症初期集中支援チームという事業が加わっておるものですから、そういった推進研修を受けたこの4人のうちのメンバーがそういった事業も行うということで、そういった事業への費用負担ということで、毎年そういった高齢者の方が多くなっていると、相談業務がふえているということに対して増額というのは寄与された

なあというふうには考えております。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 地域包括支援センターというのも、結構認知されてきて、いろいろ周りの人たちも利用がふえたと思うんですよ。その中で1人分の人件費を見るという形で200万円アップして、まあ充実してきてるっていう解釈でよろしいですか。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 お答えします。

職員の意識、モチベーションも大変上がっておりますし、施設管理者とお会いしても、今までのような関係性というよりは、すごく今、割と、今うちの長寿係スタッフとの関係性も前よりはよくなっているということもあるので、もう何もそういったことは言わせないようないい関係づくりはできているというふうに思いますし、私もことし訪問というのをさせていただきます。施設長さんをアポをとって、こういったこともお話を聞きながら、ちょうどきょうの午後から始まるんですが、そういった様子をうかがうということも必要だなと思って、年に1回はお邪魔するという姿勢で考えております。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。市のほうもしっかりとセンターとの連携をしていただいて、よりよい事業にさせていただきたいなと思います。以上でいいです。終わります。

○高柳委員長 ほかにございませんか。

柴田委員。

○柴田委員 決算書の365ページで、主要施策成果の説明書の218ページにあります介護予防生活支援サービス事業費ということで、総合事業のところではありますけれども、こちらの総合事業のほうもふえてきたというようなところでもありますけれども、こちらというのは、今、認定調査なんかがある中で、認定調査をされる中で、介護の基準が厳しくなってきた総合事業になるというのか、ふえてきたのか、それとも軽微な中でも介護保険を使いたいよというようなことで御相談がふえてきたのか、そのあたりはどのように現状分析してみるといかがでしょうか。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 お答えします。

認定調査の審査基準が厳しくなって、介護認定を受けずに基本チェックリストで総合事業へ移管してるよということではなくて、面談した中で、この方は介護認定申請を受けたほうがいいだろうと思う人と、いや、そこまでいなくても、予防の段階でいいんじゃないかというのを包括支援センターの専門職の窓口であったり、長寿係の専門職の者がその場ですぐ判断して、うまく導いているということで、最近はやはり総合事業がふえてきているということは、要支援、要介護、そういった申請を受けなくても、予防のほうでこの方は生活が維持できるというふうに通っている件数が多くなっているということで理解しております。以上です。

○高柳委員長 柴田委員。

○柴田委員 よく理解できました。ありがとうございます。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 同じところのなんですけど、高額介護予防サービス費って33万7,000円あるけど、これってどういう事業ですか。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 お答えいたします。

給付におけます高額介護予防のサービス費と同様で、1カ月の利用者の負担額の上限を超えた分、これを償還払いとして利用者の方に戻すというものでございます。これが一応高額介護予防サービス費で、年間113件あったという

ことでございます。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 まあ医療費で言うと高額医療みたいなもん。

○高柳委員長 介護保険係長。

○藤田介護保険係長 そうですね、委員おっしゃられるように、基本的には国民健康保険であるとか、後期高齢者医療である高額医療。そういったものと同じ扱いになってます。こちら高額介護予防サービス費ということで113件の33万7,000円という形になってますが、こちら介護の給付費、主要施策成果の説明書で言う215ページ、こちらにも同様に5,549件、6,239万9,000円というような形で分かれて記載しております。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 この主要施策成果の説明書の215ページと、これ218ページとどういう、どこがどういうふうに違うの、これ。金額はえらい違う。これ入ってきたお金ということ。

○高柳委員長 介護保険係長。

○藤田介護保険係長 基本的には、介護保険のサービスを使って、それが限度額を超えた方に関しての還付という、基本的な性質は同じです。こちらにつきましては、総合事業分か、あるいは通常の介護事業分かというような違いになっております。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 ごめん。僕もよくわからんもんで、いかんだけど、高額って幾らぐらいから。

○高柳委員長 介護保険係長。

○藤田介護保険係長 高額の基準ということによろしいですか。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 はい。

○高柳委員長 介護保険係長。

○藤田介護保険係長 高額の基準が5つに分かれております。5段階で一番ハードルが低い方、月額1万5,000円、それから2万4,600円、これは個人に対して1万5,000円ですね。世帯全体で4万4,400円というような基準もあったりというような形で、個人単位のもの、あと世帯単位のものということで、基準が複数あります。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 ごめんね。そうすると、例えば、今、1万5,000円というのは、1万5,000円以上かかった場合は、それはこういったサービスでもう1万5,000円を限度に払わなくて済むって、そういうこと。

○高柳委員長 介護保険係長。

○藤田介護保険係長 基本的には、今おっしゃられるように、限度額以上はサービス費はかからないというような形になってます。ただ、医療なんかと同じように、サービス費はかからないですが、住居費がかかったりとか、施設の方だと、食費がかかったりとか、そういった負担は発生しますので、これだけ払えば、もう1万5,000円以上は一切お金は払わなくていいよというわけではありません。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 ありがとうございます。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 決算書は363ページ、それで主要施策のほうは217ページの生活支援体制整備事業といって、整備業務1,366万8,078円を、決算してるんですけども、説明のときにもこの整備事業を拡充したという説明がありました。そういうことですので、平成30年度の内容と成果と課題があったら教えてください。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 お答えします。

市内全域を対象とします第1層、こちらをNPO法人コラボりん湖西へ委託しました。一方、日常生活圏域の第2層、こちらにつきましては、社会福祉協議会へ委託しました。ちょうど平成30年度からこの日常生活圏域の社会福祉協議会というのが、前年度は1カ所の委託だったものが、中学校区全部ということで5カ所になったことが拡大という意味合いになっております。

まず、第1層の協議体でございますが、決算額は232万円ということでございます。そのうち177万3,304円というのが人件費を占めておりまして、コーディネーター業務をお願いし、協議体会議というのを開催していただきました。

一方、第2層の協議体につきましては、平成29年度の岡崎中学校区だけが先行しておりまして、残りの地区については、まずは平成30年度は協議体を設置するだけというところで、岡崎中学校区以外は成果としては、まずは協議体が設置されたということが、あとメンバーが整ったということが成果でありました。岡崎中学校区につきましても先行しておりますので、ほかの中学校区と比較して、既に地域の課題が何だろうといったことで、例えば移動のサービスであったりだとか、買い物の支援であったりだとかということが議論されているというような状況で、平成30年度は終わったということでございます。

一方、第1層の協議体につきましては、なかなかコーディネーターの方と事務局との意見交換というのがなかなか浸透できなくてですね、成果としましては、幅広い視野でいろんな調査業務をしていただいて、全市的な地域課題を抽出するということにとどまったということで、平成29年度と比べて平成30年度がどうだったかということを考えますと、平成29年度と同様、いろんな地域の課題を拾い上げてというような業務で終わったなというには考えております。具体的には、何がというような成果がなかなか上がらなかったなというふうには、なかなかこういった部分で、市民への意識の高揚、全市的な部分への発信というのが大変重要な部分なものですから、活動はしていただいたんですが、なかなか地域への市民への発信というのがなかなかできなかったかなというふうには、第1層については考えております。以上が生活支援体制整備事業の内容でございます。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 地域課題を抽出した。本当だったらその地域課題を地域の人たちと解決していきたいということなんですよね。そこがまだまだ難しいというふうには私は理解したんですけど、それは結局、第2層のほうに持って行って、それぞれの中学校区の中でそれをしっかりとんでもらうという理解でいいですか。

○高柳委員長 長寿介護課長、簡潔にお願いします。

○石田長寿介護課長 第1層と第2層の違いというのは、第1層というのは、全市的にある課題をその第1層の場で、例えば制度設計したとか、仕組みをつくったりとか、というような役割がございます。第2層というのは、本当に地域特有の課題を皆さんでもんでもらって、なかなかその地域ではできない仕組みというの、例えば第1層のほうへ上げてもらって、第1層が受けて、それを制度をつくって全市的に発信していくというようなことで、実は平成31年度、令和元年度はそういうこの第1層と第2層とのキャッチボールをするような動きを少しずつ、今、始めている、要するに役割分担ですね、というのを、今しっかりそういったものをつくって、今、動き始めているというような状況でございます。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 それはね、さっきも課長が言われましたけど、コーディネーター側と事務局がうまく話し合いをする時間を持てなかったみたいなことを言われましたよね。それが最も大事なことであって、そこがしっかりどういう方向性にやっていきたいと思いますとか、いろんなそのルールよくわかんないんだけど、そういうものを決めていかなければ、幾ら第2層におろしていても、第2層のほうも困るんじゃないですか。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 平成30年度の反省を踏まえて、今年度はそういったことがないように、第1層は市の職員がコ

ーディネーターをやると、そこから第2層のコーディネーターへつなぐというような関係性というのが、今できつつありますので、その辺の市がイニシアチブをとって事業者との連携を取るというのは、大変、今うまくいってると思います。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 来年の決算を楽しみにしています。

○高柳委員長 土屋委員。最後の質疑お願いします。

○土屋副委員長 それじゃあ最後の質問をします。

決算書の365ページ、主要施策成果の説明書は218ページの介護保険給付等支払準備基金の平成30年度中の増減内容等について、内訳を教えてください。

○高柳委員長 長寿介護課長。

○石田長寿介護課長 平成29年度決算によります決算積立額として6,488万8,981円、利子積立額としまして4万5,673円、予算積立額といたしまして3,597万8,327円、合計1億91万2,981円、こちらが増加というふうになっております。内訳は以上でございます。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 はい、ありがとうございます。

○高柳委員長 介護保険係長。

○藤田介護保険係長 先ほど身体障害者の方の介護保険の65歳到達の人数というような形で質問をされましたので、それに対してお答えさせていただきたいと思います。

昨年度65歳到達ということで、身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、29人という形になっております。以上です。

○高柳委員長 いいですか。

では、これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高柳委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第75号、平成30年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高柳委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。ありがとうございました。

では、これで午前の審議を終結いたします。午後は1時から病院事業会計のほうをいたしますので、これで休憩いたします。

午後12時01分 休憩

午後1時00分 再開

○高柳委員長 それでは、休憩を解きまして質疑に入ります。

議案第79号、平成30年度湖西市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

関係資料は、湖西市病院事業会計決算書、決算附属書類、決算概要説明書10ページから13ページまでとなります。

それでは、これより質疑を行います。

質疑は歳入全般と歳出全般に分けて行います。

それでは初めに、歳入について質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

中村委員。

○中村委員 平成30年度の損益計算書で、入院収益、外来収益、検診収益、その他の医業収益、その他の会計がありますが、この中で予算と決算との違いが、入院収入が2億4,344万8,000円差があると、それで外来収入が1億4,596万3,871円、検診収入で、2,878万8,214円差がありますが、これはどうしてこんな差になったのでしょうか。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 管理課長からお答えします。

まず、予算と損益計算書との数値の違いですけれども、まず1点は、消費税が入っているか入っていないかがございます。入院と外来につきましては、ほとんどが非課税の診療報酬ですので、同じ非課税同士の予算との比較でできます。

それから、検診収益につきましては、検診センターは消費税を取っておりますので、予算では消費税を含めた金額、決算では消費税を抜いた金額ということで差が出ております。

入院と外来の詳細につきましては、医事課長のほうから回答いたします。

○高柳委員長 医事課長。

○菅沼医事課長 医事課長のほうからお答えいたします。

入院収益のほうですけれども、予算のほうは泌尿器科の常勤医師が減になるというところが、まだそのときには明らかになっておりませんでしたので、常勤医師2名という状況で診療科の科長のほうとのヒアリング、院長ヒアリングを行いましてみたものがあります。その分のところの差が少し大きく出ている状況ではあります。

そのほかに、循環器科の入院患者数ですけれども、そちらのほうで心臓カテーテル検査、心臓の血管を写す検査になりますけれども、そちらのほうでより非侵襲的なCTの心臓CTへ変わったというところで、入院検査から外来検査に変わっているというところがあります。そのあたりで入院患者数のほうが落ちているというところになってきます。そのあたりの収益の差が出てしまっているというところがございます。

それから、外来のほうですけれども、外来のほうは全般的に前年度とほぼ変わりのない患者数ということになっております。診療単価のほうの関係等もありますけれども、そういったところで外来収益のほうはプラスになっているという状況です。入院と外来の収益に関しましては、以上になります。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 検診のほうで、何か消費税が入ってるか入ってないかで変わってくるという話ですが、私は5ページの損益計算書の数字で見ますので、この損益計算書の中にも消費税が入ってる数字ですか、これは。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 損益計算書は消費税を1年間仮受け、仮払いして、最終的に消費税を計算して、納税をした結果の表示ですので、損益計算書に含まれております。ただ、消費税で計算した仮に売り上げで受け取ったもの、仕入れで払ったものの計算で、最終的には納税をするわけですが、病院事業は非課税種目の占める割合が大きいもんで、その部分については雑損ということで、医業外費用の雑損失のほうに計算上含まれていくものでございます。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 同じ形で、それでは平成29年度、その前も見えますと、皆その金額が違ってるわけですね。その分が入院が予算よりか結果的には少なくなって、外来がふえてると、それで検診についても、これが予算よりか減ると、こういう傾向はもう前からこういう傾向になっているんですかね。その辺はどうしてこれが同じような傾向

でこういうふうになってるんですか。

○高柳委員長 医事課長。

○菅沼医事課長 医事課長がお答えいたします。

予算の時点では見込みで出してはいます。その中で前年度の実際の数値にプラス、何とか頑張っていこうというところで、プラスにするというか、患者数をできるだけこまで頑張って上げようというふうな形の予算になっていきますので、そここのところの見込みが若干違ってしまったというところがございます。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 そういう傾向にあるということと。それと、その中で市のほうから出してるその他の負担金、これは医業収入のほうだけど、そうすると医業外収入のほうでも、他会計負担金と他会計補助金、これについてはまるきり一緒だということで、ほかの部分に上下あるのに、ここの部分は何で一緒なんです。これが入院も外来も変わってくれば、この負担金なんかも変わっていいと思うんですが、これはなぜ変わらないんですか。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 管理課長がお答えします。

他会計の負担金につきましては、医療救急を続けていく上での繰出金ということで、その医療救急、夜間救急、平日の救急をするために必要な金額ですので、計算方式としましては、救急を行う、患者さんがその時間に多かった、少なかったとは別に、この救急を行うというための負担金をお願いしておりますので、同等の金額になってくるものでございます。

それから、医業外収益の他会計負担金と他会計補助金でございますけれども、他会計負担金につきましては、平成29年度、平成30年度の決算で見ても費用が少なくなったものについては加味して、予算も立て、決算も行っております。一方、他会計補助金につきましても、一部収益と費用で足りないものにつきましては、繰り入れのほうをお願いしています。全体に収益も下がれば、費用も下がってまいりますので、その差というものは余り移動がないものと考えて、このような状況になっていると思います。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 いろいろその理由がございましょうが、それと医業外収入の長期戻入についても、これの1,567万円ほど決算のほうで少なくなってますが、これっていうのは、長期戻入はある程度前もって予想できる数字じゃないですか。こんな違うっていうのは何か理由があるのですか。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 長期前受金戻入につきましては、市からいただいた建設に対する補助金ですので、最近で言いますと、医療機器を整備したときに起債を起こしまして、その元金に対する補助をいただくということで、繰入金ももらっております。それはあくまで医療機器を整備するため、投資のためのお金ということでもらっているお金ですので、将来にわたってその機器が償却に合わせて収益化していく、現金収入のない収入でございますけれども、収益化していくということで毎年計上していくものでございます。計算につきましては、一個一個機器と、あと前年までは元金の補助分が負担金の部分と、基準外ということで補助分もいただいており、その計算を一個一個の機器の償却と合わせて案分していきますと、当初予算のときと、今回決算で上げるときの計算をしっかりと直したときとの差で発生したものでございます。予算見込みのときと決算で入った金額を確定しながら計算をしますと、今回差が出てしまいました。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 計算の違いだということですが、これも傾向的には毎年同じように、ここの分の数字がまあ動いてると。これは前もって、今まで投資した分のもので返ってくるものなので、前もってこの数字というのはある程度予想がついて、こんな大きな変動があるというのは、ちょっと計算のやり方が何か違うのかどうなのか、その辺はどういうふう

うなやり方でやっているんですかね、これは。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 お答えします。

まず、計算の仕方としましては、各年のまず購入した機器の減価償却の状況を確認をします。一方で、買ったときは満額借り入れているんですけども、繰入金をもらうときは、それを例えば起債の返還が5年かかると、5年に分けてお金をもらうもんですから、一番最初は基準内の2分の1という形で計算をしまいでありますが、例えばある年は、昨年度、平成29年度、平成28年度は満額繰出金に対応してもらうこともございまして、基準外が入ることもございます。その基準外が入るということで、また一つ一つの、一個一個の各年度に購入した部分の長期前受金の割合を変えていかなければならないものですから、その繰り入れ割合等の確認、チェック、それからその現年の繰入額によって、翌年度以降の数字が変わるということをしっかりチェックをして計算をしまいでありますが、予算のときの数字と、今回、決算との誤差が出てしまったというのが実際でございます。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 何か一覧表が何かあって、その一覧表の中でこの年は幾らというのは、もう翌年の予算を立てるときにもう過去のものなので、ある程度この金額というのは出るんじゃないですか。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 過去のものを決算のときに、これだけもらったよと、またその年を入れてその将来を、またどれだけずつ、今回もらったものについて将来収益化できるかというのを、またそのときに計算をしなければならないもんですから、毎回予算と決算のときに確認をしながら決算をすることが必要となってまいります。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 これ以上言っても水かけ論になっちゃうので、私はこの長期戻入金というのは、もう表で計算すれば予算のときにはある程度予算が立てられると、それで大きな変動はなかったら、こんな1,500万円も違うような計算にはならないというふうに私は思ってます、ということを書いて、私はこの質問を終わります。

○高柳委員長 ここでちょっと報告させていただきます。病院事業管理者が見えませんが、不幸がございまして欠席ということでございますので、委員の皆さん御了承ください。以上です。

それでは、ほかの方、質疑がありましたらお願いいたします。歳入ということで。

土屋委員。

○土屋副委員長 済みません。病院事業会計の11ページ、いいですか、その中で新人看護研修、職員の研修の補助金が、研修事業の補助金が激減してるけど、今回は新人研修のというか、新人の看護師さんがいなかったということですか。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 管理課長がお答えをします。

県の補助金ですけども、この事業は県の事業で、新人看護師、看護職員研修事業ということで、離職の多い新採の看護師さんをフォローしていこうということで事業を認められております。当院も平成30年度におきましては、1名の新規の看護師さん、新人看護師さんがいました。

この事業につきましては、事業費の補助は2分の1なんですけども、かかった事業費と、もしくは1人当たりの事業費とどちらかでとることになるんですけども、全体では、事業費が47万400円かかったうち、補助対象額が44万円でした。そのうち、補助としまして22万円を収入したわけですけども、今回につきましては、この新人研修のために備品を購入をいたしました。備品が心肺、心音、肺音の聞けるという聴取トルソーという備品でシミュレーターを購入しましたため、その備品で購入は4条予算の投資のほうになるもんですから、4条のほうに一部そこにかかった収益は移して、残りの事業費的な経費で3条でかかったものについては、この3条のほうの県の補助金に入れさせてい

いただきました。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 ありがとうございます。わかりました。

○高柳委員長 ほかにございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 意見書のほうのところ、不納欠損の処分の記載があります。そのところで、前年度と比べればすく額も減ってきてるんですけども、不納欠損をした理由を伺いたいと思います。

○高柳委員長 医事課長。

○菅沼医事課長 医事課長がお答えいたします。

不納欠損になった理由ですけれども、その多くは居場所、連絡先が不明になってしまった患者様が一番多い状況になってまいります。そのほかは、県外へ移転の情報はありましたけれども、連絡が取れないという患者さん、そういった患者さんが不納欠損のリストに上がった状況になります。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 この件につきましては、どのように職員さんたちは対応されているのでしょうか。

○高柳委員長 医事課長。

○菅沼医事課長 医事課長がお答えします。

不納欠損をできるだけ防ぐために、医事課のほうで、できるだけ月に1回まず電話による督促のほうを行っております。また、電話だけではなく、臨宅回収に伺って、できるだけ回収に努めております。電話での督促でもそうなんですけれども、できるだけ小まめに連絡を取るようにして、連絡ができるだけ不通にならないように、そういった形で心がけております。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 連絡不能になるまでというか、そういうのって突然連絡不能になるんですよね。その後の対策というか、それはもうどういうふうにされるんですか。

○高柳委員長 医事課長。

○菅沼医事課長 医事課長がお答えいたします。

未収者ですけれども、税金ですとか、警察のように追跡調査をするということができませんので、企業やなんかのほうに確認を取ったりとか、そういった形をできるだけやるようにはしておりますが、季節労働者のような形で急になくなってしまふ患者さんとかもいらっしゃるものですから、そうなってしまうと、行く先が全然わからなかったりとかということが出てまいります。そういったことも含めまして、できるだけ小まめに連絡を取るようということに心がけてはいるつもりではございます。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 今回は23件で10万円ちょっとという額だったんですけども、やっぱりそういうのを決定するというのは、どういうふうにされて決定をいつもされてるんですかね。

○高柳委員長 医事課長。

○菅沼医事課長 一応、時効のほうは3年という形になっておりますので、3年を過ぎたものに関しましては、病院内のほうで決裁を取りまして、不納欠損という形にしております。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 わかりました。ありがとうございます。

○高柳委員長 ほかの方ございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 それでは、意見書の中のほうで職員数についての述べられているところがあります。今回は15人の方を減少させて、やりましたよということで、人件費のほうの経費のほうの削減にも至ったと理解してるんですけども、この件について、以前からやっぱり人材不足で困ってるみたいな話を伺っていたんですけども、これは支障がなかったのでしょうか。

○高柳委員長 今の費用。収益のほうをお願いします。

○竹内委員 収益かどっちかなと思ったけど。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 管理課長がお答えします。

前年度と今年度を比べて15名減少ということで、特に看護師については、10人以上の退職がございました。診療への影響ですけども、診療報酬上でこの減少分が影響したかといいますと、診療報酬の基準には満たしていますので、そこでは問題はございませんでした。ただ、看護師の人数というのは、その基準だけで本当にフルタイムで休まず働いてるわけではないものですから、休暇とかシフトの環境を見ていきますと、年度末には非常に運営していくのには厳しい状況になっておりますので、引き続き、職員の採用ということで募集のほうも随時、それから来年度の募集ということで積極的に募集を行っていて、何とか通常現場が健康的な業務が進められるように、今、努力している状況でございます。基準的には影響はございませんでした。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 実働というか、それに見合わせてやっていきましたという説明も伺ったんですけども、やはりなかなか看護師さんの募集をかけてもなかなか集まらないというところで、やっぱりごそつとやめたくてやめたのか、それともやめなければならないようなそういう環境になっていったのか、ちょっとそここのところも伺いかねるところがあるんですけども、わかりました。はい、以上でいいです。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 人員の関係ですがね、何人が正規かというような勘定は何かしてるんですかね。急性期の今の状態でいくと、看護師さんが何人が適正かという人数なんかは計算されてるんですか。

○高柳委員長 病院事務長。

○田内病院事務長 ちょっと、今、具体的な数字は持ってないんですけども、一応、夜勤がございまして、夜勤を適正な人数でできるような人数を確保するというのが、何人いれようまくいくかというところで、一応、数字は何人必要だということを押さえております。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 逆にですね、診療報酬のほうがあるものですから、その診療報酬のほうから見て、看護婦さんは今の状態なら何人が適当かという数字も逆算すれば出るんじゃないかなと私は思うんですが、それでもって何人で、実際のところは何人、実際何人必要だというような計算も成り立っていくんじゃないかと思うんだけど、そういうふうな逆算をするというようなことは何かやられておるんですか。

○高柳委員長 医事課長。

○菅沼医事課長 医事課長がお答えいたします。

今、中村委員が言われましたように、診療報酬上から見た看護師の数というのは、確かにあります。それは先ほど事務長が言われましたように、夜勤の回数というのがある程度限定されてきてしまいます。週72時間という中で夜勤の回数をこなさなければいけませんので、そこに有給休暇ですとか、そういったものを入れ込んだ数というのは出ます。今現在は、その数に何とか達しているというところになってきますが、受け持つ患者さんの内容によっても、やはり労働に関しましては、負担というものが大分違ってきますので、そのあたりで数字的なものと実働的なものの違いっていうのはどうしても出てきてしまいます。以上になります。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 実働と計算上の違いは当然出ると思うんだけど、その違いの部分が、結局は市から出してる繰出金やなんなりで補っていかないといかん話になると思うもので、そういうふうにある程度稼いでるものが幾ら、使ってるものが幾ら、足らん分が幾らというような計算はしていかないと、常に現場が足らんと言えば、すぐこうやらないといかんという、何か基準がないと常にその率が変わっていくんじゃないかなと私は思うんで、そういうふうなことでもって、ある程度数字をつかんでもらいたいと思います。以上です。

○高柳委員長 いいですか。

○中村委員 はい。

○高柳委員長

竹内委員。

○竹内委員 ちょっと確認させてもらいたいんですけど、以前に夜勤専門の方を配置したと思うんですけど、あれはまだ今でもあるんですか。

○高柳委員長 医事課長。

○菅沼医事課長 医事課長のほうでお答えいたします。

病棟の看護師さんで夜勤の専従の方は今までいたという記憶が、何年か前に1名いらしたようですけども、今のところはいません。あとは救急外来のほうで夜勤の看護師さんが週1回ぐらいだったと思うんですけども、済みません、ちょっと正確な数字じゃないんですけども、来ていただいていた時期がありました。現在は夜勤専従の看護師さんは今はいない状況です。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 わかりました。夜勤専従の方がいないので、やはり夜勤を基準としてやっぱり配置はしていかなくちゃいけないということですよ。はい、わかりました。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 今回の関連なんですけど、昨年度が14人やめて、6人の補充があったということなんですけど、これで仕事そのものは回るかもしれないんですけど、いわゆる看護婦さんに過重な労働がいくというふうなこともあり得て、それがまた、さらに、今年度またやめていくなんで、そういうことはないですか。

○高柳委員長 病院事務長。

○田内病院事務長 ないとは言いきれないんですけども、今こういった状況だもんですから、看護部内でもどういった工夫をしたら負担のほうが減っていくかという、患者さんの配置の関係とか、夜勤のやり方、人数の配置とかというのを院内でプロジェクトチームみたいなものをつくって検討してます。あとはそういった看護部内のみならず創意工夫して、少しでも負担が減るような形で、今現在取り組んでおります。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 はい、わかりました。ありがとうございます。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 今、同じような関連ですけど、一般の病床の使用料の推移が決算と監査のほうから出てるものと、年々減ってるわけですよ。実際には減ってるということは、看護師さんもそうだけど、検査とかそういうものも、仕事がないのに勤務してもらおうというような状態も発生してくると思うんですけど、そういう人はどんなふうな形の、それがあかないかという話と、あるならば、それはどういうふうに使われてるか、その辺をちょっと聞きたいんですけど。当然、急性期だとそういう形で入院が減ってくれば、ある程度そういった部門の仕事も減ってくると私は思うもんですから、そういった部分が出てくるとは思わないかなと思うもんですから、それがあるとするならば、そういう部分の仕事というのはどういうふうな働き方をしてもらってるか、その辺を聞かせてください。

○高柳委員長 病院事務長。

○田内病院事務長 お答えします。

確かに入院患者のほうは減ってるんですが、同じように看護師のほうも減っておりまして、あと入院患者のほとんどが後期高齢者医療に入ってる方で手間のかかる方が多いもんですから、今のところ1年前、2年前はちょっとわからないですけども、今の状況としますと、余剰となっているのか、暇な状況っていうのは一切ございません。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 これで見るとそういうふうなことが想像されるし、またその部分の結局は検査とか、何か技師とか、いろいろそういう人が要るもので、そういう人の仕事は入院の数が減ってくれば、当然あいてくると思うんだけど、それを雇ってとなると、どうしてもそういうふうな多くなると。ただ、それをどういうふうな形で活用してもらうというようなことも考えていかないと、仕事もないのに来てもらって給料だけ払うという形になるもんですから、その辺を特に伺いたいと思うんですけども。

○高柳委員長 医事課長。

○菅沼医事課長 医事課長がお答えいたします。

今、看護師以外のところの技師やなんかのほうで、患者さんが減った分、何か使い方をというふうなお話だと思うんですけども、今現在、放射線科、それから検査科、午後のあいている時間があるときに、今、検診センターの事務業務のほうはかなり量が多くなっておりまして、住民検診等がありまして、時間のあいた検査技師、放射線技師のほうで検診センターのほうに行くと、結果入力ですとか、そういった事務的なものをサポートするという業務を今現在行っております。そういった意味で、ほかのコメディカルのほうのスタッフが、じゃあ余分にいるかといったら、そういう状況ではないという状況になっております。以上です。

○高柳委員長 はい。

○中村委員 了解です。

○高柳委員長 収益的収入、ありますか。

竹内委員。

○竹内委員 3ページのところを見るんだけど、決算書の付属書類の3ページのところで、非常勤のお医者さんがすぐくふえてると思うんですけども、これって前に以前、診療科目なんかも、診療科の数とかそういうのも、やっぱり規模に見合ったようにしていったらどうかとか、経営診断で出てましたよね。ああいうのは全然反映されずにそのままになってしまうんですかね。何か55人も非常勤の医師が必要なかどうかというところ、いつも非常勤の医師の見直しをしたいというのをよく伺ったんですけども、非常勤の数はどうですか。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 管理課長がお答えをします。

非常勤の先生が主に専門外来の先生が多いというのがメインなんですけども、今まで1人の先生で週2回やってくれた先生とか、月4回やっていた先生が4回できなくなって、ほかの先生にかわったという部分も特定の科では発生しております。そのために増加となった部分もございます。

それから、小児科等におきましては、専門的な部分の外来が多いもんですから、1人の先生ができるだけ湖西の病院の専門外来に来ていただければいいんですが、やっぱりそれぞれの先生の、もとにいる病院の状況もございますので、その浜松医科大学の医局のほうでもいろいろ苦労していただいて、1人の人をずっといくことはできないけど、複数の先生でその曜日を何とか毎週やるよということができるようということで、今、小児科関係と皮膚科については、本来1人でできるものが、人数がふえてるという形で、実人数としてこの採用者のほうがふえて55人という結果になっている状況でございます。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 そうなってくると、まあ給料面に関しては、人件費に関してはそんなに変わっていかないということではないんですか。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 管理課長がお答えいたします。

一応、昨年度のそういうこともありましたので、現状、2科の診療科、予算のときにもありましたけども、見直しはしております、外来の見直しは。ただ一方で、透析等のできる常勤の泌尿器の先生が減になったもんですから、やっぱりその部分について外からの協力が必要になってくるもんですから、非常勤に払う額としてはそう大きく変わることはなくて、逆にふえている傾向になっております。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 わかりました。

○高柳委員長 ほかにございませんか。

収入、ありません。なければ、歳出のほうへ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高柳委員長 じゃあ支出のほうへお願いします。

中村委員。

○中村委員 医業のほうですが、先ほどと一緒に、予算と決算を比べると、給与費で2億円、経費で1億5,000万円、検診運営費で2,300万円、減価償却費で1,000万円ちょっと、これだけまあ予算のほうが多くなってるというのは、これはどういう理由で多くなって、決算のほうが少ないのかということと。

それと、医業外費用のほうで、雑損失が、これが予算と決算を比べると、決算のほうで5,400万円、5,500万円ぐらい多くなってる、それでなおかつ、予算には消費税ってやつが載ってて、決算のほうには消費税っていう部分がないんですが、この辺の説明をお願いします。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 管理課長がお答えをいたします。

まず、先ほども言いましたように、予算の時点では、各款、項、目、節の費用に消費税が含まれております。決算においては、1年間の業務を行った決算において収支がどうであったかということで、こちらは消費税計算をした後に出す数値ですので、税抜きという形で決算報告はさせていただいております。予算込みでの報告につきましては、一番最初の決算書の一番最初の表で、湖西市病院事業決算報告書ということで、決算書の1ページ、2ページ、3ページ、4ページで報告をされております。附属書類におきましては、消費税計算後の税抜きの各項目の計算となっております。

まず、給与費でございますけども、給与費につきましては、予算時、予算を立てるときの実人数と、来年度の業務量に対しての職員数を考慮した中で見積もりを行っていきます。そのため、今回のように、その予算で立てた採用数に満たない、それから退職が予定以上に多かったということで、費用の不用額というか、残が残った形となっております。

減価償却につきましても、その予算編成を行うのが12月、1月の時点で、まだ購入をしていないもの等もあつたり、それぞれの除却をどういうものを除却していくかという細かい見込みの精度の部分がありますけども、予算編成の時点での見込みとの差が発生しているということとなります。

最後に、雑損失におきましては、これも消費税計算の関係がございます。病院事業の場合には、消費税で計算をしていただけるのが、仕入れで払った総額の消費税のうち、課税割合15%程度しか見てもらえません。85%を損で上げるという形になりますので、予算では税金、ほかの科目に消費税分も含まれていますが、決算ではその部分が全て雑

損失のほうに雑損という形で振りかわってまいりますものですから、雑損失の金額が予算よりも増額となる形でございます。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 それにしてもちょっと費用のほうの給与費とか経費については、差が大き過ぎるに私は思うもので、これは前年度か前々年度の決算を数字を見てやれば、こんな違いは出てこないというふうに私は思うんですが、何かこういう形でやってるのは、予算のときには収入を収入も経費も多くして、それで出しといて、それで他会計負担金は率が決まってるもので一緒だと、それでその他会計補助金のところで調整するために、予算のときには両方を多くして、このところに補助金が多くなるようなこともできるはずですので、こういうふうなことで年々この部分が現在7億円まで上がってますけど、この部分が上がるように予算の部分でその数字を調整してるじゃないかと、私は思ってるんですが、そんなことはないというふうに答えることはわかってますけど、一応そういう形には見えませんので、この部分を下げてもらうように、ひとつお願いしたいと思います。それについての回答をください。

そういうふうな形を出してるか、出してないか、その補助金のとこが上がるように、予算でもって収入も支出も多くして、足らん分をこの他会計のとこの補助金で補うように、この金額を高くするためにやっていると、それでこの補助金というのは予算のときに出してもらえば、決算のときにも調整も何も要らないという形ですので、その最初にこの部分を余計もらっとけば、市に返す分が少ないという形にもなりますので、その辺のことはやってないという話、多分答えは出てくると思うけど、そんなことのないようにひとつお願いしたいと思います。どうですか。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 管理課長がお答えします。

予算編成において、補助金、繰出金を増加するために、お互いふやすということは一切しておりません。前年度の実績、それから次年度予算編成における次年度の事業量の見込みを考慮した中での予算であり、その中での繰り出し関係の金額でございます。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 私は納得がいきませんが、そういう形に見えますということと。それと、特別利益のところで、予算では4万3,000円、それで決算では535万1,000円、そういうことだと、これ100倍も違ってくる、この特別利益が何でこんなに違うのかというのは教えてください。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 4万3,000円と決算が530万円。この特別利益ですけども、一般会計が5月31日までの期間がありますけども、公営企業につきましては、決算の日にちが3月31日でございます。それ以降に前年度分が入ってきますと、過年度損益修正益という形で対応するものもございます。今回、多いものという主な理由につきましては、給与費で支払っております退職手当組合に支払う退職手当負担金というものがございます。これは概算払いで支払いをしておいて、年度末ぎりぎりそれ以降に精算をされて、前年度のものをお金を返しますという形になります。ですので、このお金が入ってきたのが4月の終わりになってからの収入でしたので、現年の中にも含むことができず、過年度損益修正益として計上させてもらったものでございます。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 これを毎年こういう形で出ているですよ。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 そうです。平成29年度においても800万円近くございますので、現年の中で金額とか収支がわかれば、調定等立てれるんですけども、実績1年間を終わってからの再計算になるものですから、なかなか年度末での数字の確認というのが難しかったものから、翌年度の過年度収入という形で計上させていただきました。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 了解です。

それと、もう一つですね、予算上に予備費が100万円あって、この決算にはないのはどうしてですか。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 管理課長がお答えをします。

予算上、予備費を毎年度計上させていただいております。先ほどちょっと申し上げました決算書、決算書と決算附属書類の2つが手元にあると思いますけども、まず決算書の中で、予算に対しての決算報告をいたしております。こちらにつきましても、決算書の1ページに支出の一番下の欄に、第4項で予備費100万円という形で、決算額は幾らだったかということで2ページのところに、決算ありませんでしたよ、不用額100万円と報告させていただいております。ここで予算に対しての決算を報告させていただいて、それで、今予算ベースで行ったものが消費税計算、収支損益計算、貸借対照表を計算する上での資料として附属書類のほうにその内訳を記載しておるものですから、附属書類のほうに予備費についての記載は除かせていただいております。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 わかりました。

それで、そういうことで、雑損失の中に決算のときには消費税が入っちゃうんだけど、その予算のときに分けといて、それでは決算では一緒になるって、これはどうして、これもう分けたらどうですか、分けられないですかね、消費税が幾らで。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 公営企業の特徴といいますか、やはり予算のときにはどれだけ使うかということで、消費税込みでその予算枠の上限というかを承認していただくんですけども、決算においては実際その1年間の予算をもとにしたものにおいて、どういう結果になったかという形での部分ですので、それは最後のほうになっての1年間の消費税の動きを見て計算をして申告をして、初めて出るものですから、なかなか分けて表示するということも行っていないのが現状です。分けることは今のところ考えておりません。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 雑損失というと、消費税でなくて別のものもこの中には入ってくるわけですね。別のほうの何か使った雑損失の分が入ってくるもので、消費税とこれ分けないと、私はちょっと内容が確かでないものも入ってる可能性があるもので、これを分けたほうがいいと思うんですが、どうです。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 予算のときに雑損失に一部入ってくる金額がございます。公営企業の、病院事業ですけども、特徴としまして、皆さん御承知の3条の事業の運営上の収支のもの、あと投資に係るもの、医療機器を買ったり、元金を返済したりと、もう一つ予算書にありますとおり、棚卸しという部分があります。貯蔵のもの、薬でも何でもそうですが、一旦、棚卸資産として購入をする、そのときにも税金を払います。その税金分をどこで見るかということ、3条、4条の一つ一つの項目には入れられないものですから、雑損失というところに計上をしていくものですから、その中には棚卸資産で発生する消費税の損と消費税計算後の確定した損が合わさって決算には載ってくるという形になってくるものでございます。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 そうすると、これは分けられないということですね、決算上、決算のときには。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 決算のときには消費税計算で最終的に損に回るもの、課税割合を掛けた控除対象外消費税分を計上しますので、合わせて載せるような形としております。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 ということは、分けれるか分けれないかって、私は聞いてるんだけど、分けれないし、今までどおりの方法でこれからも出てくるよということですか。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 はい、そのとおりです。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 了解です。

○高柳委員長 それでは、1時間になりますので、10分まで休憩といたします。

午後2時01分 休憩

午後2時10分 再開

○高柳委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

質疑のほうをお願いします。

柴田委員。

○柴田委員 収益的支出のところなんですけども、入院患者数、それと外来患者数、どちらとも平成29年度から比べてみると減ってると思うんですけども、そういった中で、材料費というのが増加しているというのは、どういったことが関与してるんでしょうか。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 管理課長がお答えをいたします。

材料費の増額の理由ですけども、一番の理由は、高額ながん治療の使用に伴う増加でございます。以上です。

○高柳委員長 柴田委員。

○柴田委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○高柳委員長 そのほか。

中村委員。

○中村委員 繰入金内訳書の営業助成が6億円ありますが、これが費用明細のどここうつながってくるのか、それ説明してもらえますか。営業助成の6億円がこの明細の中のどこの部分とつながってくるのか。これがつながるといろいろ見える部分があるんですけど、これがつながってないもんで、これ説明だけの話であって、それはつながってくるという改善とか、いろんな部分ができくると思うんですけど、これが何かちょっと私にはわからんですけど、これがつながりを説明してください。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 管理課長がお答えをします。

今、繰入金の内訳書の営業助成部分の6億円でございますけども、ほかこれ以外のものにつきましては、基準内繰り入れということで、総務省等からの繰入通知に基づいて見込まれるものを計上して予算化し、繰り入れていただいております。

営業助成につきましては、予算編成の時点で事業費とキャッシュフローの異動等考えて、査定を受けながら調整をしながら予算化させていただいてるものでございます。したがって、この金額を一個一個ここにこのお金をつけていますという形でのものはありません、一般会計で言う一般財源という考えの中での営業助成としていただいております。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 そうすると、この営業助成がもっと具体的にならないと、どこの部分にどれだけ市のものが繰り出されてるか、例えば救急医療なら救急医療で、それで実際自分らがどのくらい稼いで、それで費用として幾ら使って、

それで市からの分が幾ら入ってるかという形になればわかると思うんだけど、この営業助成だけじゃあまるきりどこにどれだけ何が市の繰入金が入ってるっていう内容がわからんじゃないですか。そういう部分がわからないと、改善も何もできない、見える化もできないじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 中村委員の言うとおりかもしれませんけども、見える化ということで、今後、ただ、一つ一つのものを営業助成分、総額で3条の繰入金も4条の繰入金も合わせた中でのキャッシュフロー部分のところもありますし、総額での市の財政状況等もございます。逆に言うと、この部分には絶対という形での用途の合意ができればいいんですけども、現状でまだ検討段階でございますので、この部分をここに充てるという具体的なものがないのが現状でございます。ですので、なかなか見える化は非常に厳しいものがございます。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 それが私は湖西病院が結局はこれからよくなるかどうかという境目になるんじゃないかなと考えるものですから、ぜひともこの6億円が具体的にどこの部分にどれだけ入ってるかという部分を見えるようにしてもらいたいというふうに思います。以上です。

○高柳委員長 ほかにございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 器械備品費のほうでお伺いいたします。

内視鏡システムと内視鏡管理システムというのがあるんですけども、これはどういうことなのでしょうか。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 管理課長がお答えをいたします。

附属書類の備品取得の中で、表示としまして内視鏡管理システムと内視鏡システムとございます。これはいわゆる内視鏡にかかわる物品でございます。

まず、内視鏡管理システム、こちらにつきましては、医師が内視鏡の検査後、所見記録、こういう状況だったよとこのを入力をして、所見記録と画像を一緒に含めて保存するシステムでございます。これが保存されますと、電子カルテのシステムや放射線部門と他部門とのネットワークシステムと連携することができるものでございます。

もう一点の内視鏡システムでございますけれども、いわゆるファイバースコープというか、内視鏡検査をするときには、口から入れるビデオスコープ、鼻からもありますけれども、ビデオスコープと、あと中へ入った後に光を届けなければなりません。ここにあるようにビデオスコープ等はその入るものなんですけれども、その光源を送るものとしてこの内視鏡システムという名称で機器購入をしております。内視鏡システムはビデオスコープのための光源、光のもとということで、光源システムということとなります。以上です。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 はい、わかりました。

○高柳委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高柳委員長 それでは、今、収入と支出のほうをやったが、全般を通して質問がありましたらお願いいたします。

竹内委員。

○竹内委員 先ほどもちょっと聞いたんですけど、入院患者数の減少は常勤医師の減による理由というのは、再三説明でも伺っていますが、減となった診療科以外でも減少している状況だと思うんですね。その理由はどういうことなのか、教えていただきたいと思います。

○高柳委員長 医事課長。

○菅沼医事課長 医事課長がお答えいたします。

先ほども回答の中に言わせていただきましたけれども、一つは、循環器のほうの検査が入院の検査から外来の検査に変わっていったという推移があります。そのほかに、外科ですけれども、7.6%の減少となっております。こちらのほうが、手術件数が平成29年度の件数152件あったものが、平成30年が116件と36件減となってしまったところが一つの要因となっております。

それから、業務量の表の中で婦人科と耳鼻咽喉科、こちらのほうの減少率が40%、31%となっておりますけれども、こちらのほうはもともとの対象患者数、分母が少ないものですから、そのときの状況によって大きく変動してしまうという形の数値となっております。以上になります。

○高柳委員長 竹内委員。

○竹内委員 私もそこところはすごい気になったんですけど、やっぱりその耳鼻咽喉科と婦人科のところ、あれってやっぱり必要な科ですよね。そう思って私もちょっと質問するのをやめてたんですけども、でも、ちょっと数字的にやっぱり40%減になってくると、どうなのかなっていうのも考えてしまいました。わかりました。ありがとうございます。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 収入について、ちょっともう一度お伺いします。

その他医業収益というのがあると思うんですけども、その他医業収益とその他の収入の内容と、増額の要因についてお伺いします。

○高柳委員長 医事課長。

○菅沼医事課長 医事課長がお答えいたします。

その他医業収益、その他収入の内容と増減の要因ですけれども、患者さんに関するもので、病衣の使用料、付き添いの布団、同意を受けて提供のおむつ等が主なものになります。また、産業医以外で医師の派遣や生活保護委託医師派遣の謝礼、そういったものが入ってまいります。

増額の要因ですけれども、昨年9月より、患者さんの同意を得ておむつを病院で用意した、交換した場合の収入になります。その前の年までは、患者さんのほうの持ち込みでお願いをしていたんですけども、平成30年9月から、高機能おむつといって、吸収量の多いもの、それから肌に優しいおむつのほうを病院のほうで提供しております。そちらのほうの収入が主なものになってきます。以上です。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 そうすると、その他医業外収益ってのあるけども、それは同じような感じの収入増というか、そういう理解でいいですか。

○高柳委員長 医事課長。

○菅沼医事課長 医事課長のほうでお答えいたします。

その他医業外収入、その他の収入の内容になりますけれども、大きなものは、子ども医療費、母子家庭医療費、重度障害者医療費の手数料と、患者さんの使用した汚損料というものが発生をしております。子ども医療費、母子医療費、重度障害者医療費ですけれども、公費を使用した患者のリストを作成し、国保連合会のほうへ提出をしております。そのリストの作成に対して、患者1名に対して94円の手数料を国保連合会のほうからいただいているという状況になります。その他、患者さんの汚したのものの中の汚損料というものですけれども、患者さんが使用中に尿、便、血液など、そういったもので布団本体を汚してしまったり破損をさせてしまった場合の、そういったものの汚損料という形のものが増えてきます。そのほかには、救急救命士の病院実習費ですとか、学生の実習謝礼と謝金といったものがこの中にも含まれてくる状況です。以上でございます。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 ありがとうございます。救急救命士というのは、湖西市消防署の職員。

○高柳委員長 医事課長。

○菅沼医事課長 はい、そうです。

○高柳委員長 土屋委員。

○土屋副委員長 ありがとうございます。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 もう一個聞きたいんですが、病院の改革プランであるんですが、それとこの決算との関係はどういうふうな形になってるか、どういうふうにこの改革プランを使ってるのか、その辺の説明をお願いします。

○高柳委員長 管理課長。

○松本管理課長 管理課長がお答えをします。

昨年度、改革プランを一部見直しをしまして、地域包括ケア病室の運用等も始めてまいりました。ですので、去年いろいろ議論したものの反映というのは、令和元年、平成31年の中での結果という形になってまいりますけども、今回、平成30年度ということで、当時見込みも立てております。決算がまだ承認を最終的にされる前でございますけども、前回の改革プランで出しました数値目標と実績、今の現状、提案させていただいてる実績で見っていきますと、やはり病床の使用と利用率につきましては、プランの目標を下回る形になっておりました。

入院につきましても、平均単価のほうが上がっていくという見込みでしたけども、そちらも実績に比べますと、若干の低めという形で数値としては出ております。

経常収支、医業収支につきましては、見込みに対しては数ポイント上にあつたという形になっております。これにつきましては、改革プランの実績報告のときには決算の承認後の数値で出したいと思っておりますので、状況としては現在このような形になっておるということを報告させていただきます。以上です。

○高柳委員長 中村委員。

○中村委員 そうすると、何か、決算は決算、改革プランは改革プランとって連絡のないような形で、予算にもこれから予算を編成するようでもないような感じもするし、何かこれが改革プラン自体が何か宙に浮いてるように私は思うんだけど、一応そういう形だというわけなんだけど、ちょっと内容的に改革プランの位置づけがこれからどういうことをしていくかという内容が具体的になってないんじゃないかなと私は思うんです。その辺を改革プランを中心にこれからどうやっていくか、それで、なおかつ、この下のほうにいろいろ単年度収支、経常収支、医業収支だと記述があるもので、その記述を見ながら経営をしていくためにこれやってるんじゃないかと思うので、こういう数字を使って目標を持っていって関連をしていってもらいたいというふうに思います。

○高柳委員長 ありますか。いいですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高柳委員長 じゃあないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高柳委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第79号、平成30年度湖西市病院事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○高柳委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。ありがとうございました。

では、以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告は、正副委員長において作成させていただきますので、御了承ください。
以上で、福祉教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

〔午後 2 時30分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 高柳達弥